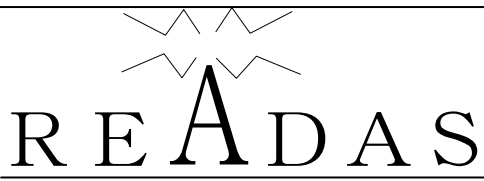


第 5012 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月26日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 青色申告の欠損金の繰越控除

Q：青色申告には、欠損金は何年間か繰り越せる制度があるそうですが、どのようになっているのですか？

A：9年間繰り越せます。

【解説】

青色申告法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（繰越欠損金）は、翌事業年度以後9年間（注）繰り越しができ、その間の黒字と相殺して損金の額に算入することができます。

ただし、この適用を受けるには、繰越欠損金の生じた事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において、連続して確定申告書を提出していなければならない。また、他の者による特定支配関係を有することとなった場合等一定の場合には、この規定は適用されません。

なお、中小法人等以外の法人については、繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額となります。

（注）平成13年4月1日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額は5年、平成13年4月1日以後に開始した事業年度から平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じた欠損金については7年です。

なお、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年とされたことに伴って、平成20年4月1日以後に終了した事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間に延長されています。

